

新旧対照表

改定前	改定後
<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>6 単位施工単価</p> <p>(1) 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合は次式により、その単価を調整して算定する。</p> $\text{工事場所のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$	<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>6 単位施工単価</p> <p>(1) 単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方式により算定する。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定をする。</p> <p>[工事場所が物価資料の掲載都市の場合]</p> $\text{工事場所のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$ <p>[工事場所が物価資料の掲載都市でない場合]</p> $\text{工事場所のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$

改定前	改定後
<p>(2) 国単価基準第1編2(4)の規格・仕様が物価資料に記載されているものと一部異なるため、単価(以下「補正単位施工単価」という。)を設定する細目工種については、国資料第4編第2章から第5章による。</p> <p>(3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については国資料附表2による。</p> <p>7 物価資料の掲載価格の取扱い</p> <p>(1) 国単価基準第1編2による単価及び価格の算定において材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料((一財)経済調査会発行)、建設物価((一財)建設物価調査会発行)等の価格の平均値を採用する。</p> <p>(2) 市場単価は建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。</p> <p>(3) 単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に記載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。</p>	<p>(2) 国単価基準第1編2(4)の規格・仕様が物価資料に記載されているものと一部異なるため、単価(以下「補正単位施工単価」という。)を設定する細目工種については、国資料第4編第2章から第5章による。</p> <p>(3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については国資料附表2による。</p> <p>7 物価資料の掲載価格の取扱い</p> <p>(1) 国単価基準第1編2による単価及び価格の算定において材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料((一財)経済調査会発行)、建設物価((一財)建設物価調査会発行)等の価格の平均値を採用する。</p> <p>(2) 市場単価は建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。</p> <p>(3) 6 単位施工単価(1)及び9 改修工事の取扱い(2)ロにおける物価資料の掲載価格は、建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に記載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。</p>